

府内産木材の利用に係る特記仕様書の記載等について

1 特記仕様書への記載

府内産木材の利用に係る試行拡大に伴い、次の内容を特記仕様書に記載する。

(府内産木材の利用について)

(1) 府内産木材利用計画書の提出

本工事では京都府内産木材を利用することとし、受注者は府内産木材の利用について、別紙、「府内産木材利用計画書」を提出しなければならない。

なお、やむを得ず府内産木材が利用できない場合は、監督員と協議の上、「府内産木材利用計画書」でその旨提出すること。

(2) 府内産木材の利用用途

受注者は、設計図書で指定する工事目的物以外の仮設資材等において府内産木材を利用することとするが、その利用用途については、受注者が自由に選択できるものとする。

(3) 府内産木材の使用量等

1 工事あたりの木材使用量については、標準的な注意喚起用の工事用看板(550×1,400 サイズ) 1枚に相当する量(0.02m³)以上を必要とする。

(府内産木材製の工事看板を利用する場合は最低1枚以上設置すること。)

なお、府内産木材製の資材は、今回工事で新規に購入する物のほか、受注者が所有する物に限り転用を認めるものとする。

(4) 工事成績評定等

「府内産木材利用計画書」に従い、府内産木材の利用状況写真とともに、京都府産木材認証制度で取扱事業体の認証を受けた事業体が発行する木製資材産地証明書の写しを提出することにより、府内産木材の利用が確認できた場合、成績評定における創意工夫において加点対象とする。

ただし、転用材の場合や、設計図書で指定する工事目的物でのみ府内産木材を利用する場合は加点対象としない。

(5) 参考

- 1) 京都府産木材認証制度で取扱事業体の認証を受けた事業体
京都府 HP 参照

<https://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html#mokuji03>

3. 取扱事業体、緑の事業体の認定等の状況

(1) 取扱事業体(府内の事業所等が認定対象) 取扱事業体

- 2) 府内産木材の活用例

工事用看板(別添参考図参照)、型枠、仮設柵、測量杭、丁張り 等

2 府内産木材が利用できない場合について

「公共建築物等における京都府産木材の利用促進に関する基本方針(平成23年3月)<http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/1306925790638.html>」の数値目標において、土木工事の木材使用率※は100%とされているため、「やむを得ず府内産木材が利用できない場合」については、受発注者間で十分協議されたい。(※ 木材使用率: 全ての土木工事等の現場に占める、各種資材及び仮設資材等で府内産木材を使用した現場の割合を「木材使用率」とする。)

(やむを得ない理由の例)

- ・本工事は、災害の応急復旧工事であり、緊急かつ工期も短い工事であるため、工事用看板の調達に要する期間との調整をすることができないため。 等